

114
A3933
1



以子紙報告申上ハ然者先般英國ハ法汪文
ヲ成居ハ燈明臺機械ハ中燈籠貳個點燈
ハ機械貳組鐵槽貳個細工道具壹箇黒硝
子壹箇丈ケ已ニ相調ル方以度「エ」レリト申
帆船ニ積込系ハ度右船去月十日不幸ヤテ
支那海小切ナク沈没仕付テ者燈明臺由來
ノ期ト夫ハ小ハ違仕ルハ以得共積荷ハ儀
者本國ノ切方ハ勿論清合人可ナクハ以得

大天
限整

凡



貴國は御損金に懸る儀ハ毛頭ありきま〜り
猶自今第一ハ右損害償ひ方ハ儀も取懸り不申
ゆ〜ハ難お恊依〜傳信機便を〜彼地ハ新機
械を注文ゆ〜心得〜在立ル鐵槽〜儀也
左ハ申上ハ通〜儀有自今注文〜及ハ第二ハ
右諸品潤〜迄ハ私共相勤ル仕事〜手順左
〜通可仕心得〜此度ハ沈没ゆ〜ハ
鐵槽二個〜内一個相摸入用〜ハ相止ノ同所
ハ右槽を設置ゆ〜積〜是存ル〜系別
鐵槽〜ハ英國ハ申注文不及ト存ル又右ハ
屬ル燈籠も同相沈没跡〜他ハ燈籠
系着迄ハ燈明を掲げ〜相成〜ハ尤
此機械ハ此度ノ船ハ積〜ハ
神子元入用燈籠并機械も沈没〜ハ此所ハ
分々先ハ槽火を取建假燈明を相掲げ〜ハ
大島燈籠〜ハ既ハ系着跡〜槽も大体出
来仕ハ并機械ハ一二ヶ月申〜ハ系着〜ハ
此所ハ早速全成〜ハ

汐岬の燈明臺は既に出来燈籠も石も
出来ては居るが機械沈没したるは假令「サンフラン
シスコ」より當時より市場より大いなる反射燈
を云々又燈明を切つては居るが
長崎の事と大抵汐岬と同様にして居るが此所
の機械は此處の船中にて無きもの沈没した
るが此の共「サンフランシスコ」より取寄る「ランプ
」を假令設置するに
先前より取極居り通燈明船機械は

一個佐多岬の如く
右件との通小仕りなを本模燈明臺を除
き其他の燈明臺は盡く燈明を切つて
「サンフランシスコ」より「ランプ」買上
たが子ドル格外に即費して本模の此後何分
即評議は成り居るを存以上

千八百七十年一月十八日
ヘンリー・ブランドン
碩首

東京
燈明臺局
御掛申

